

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	大網白里市

# 大網白里市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大網白里市農業振興課  
所在地 大網白里市仏島 72 番地  
電話番号 0475-70-0345  
F A X 番号 0475-72-9134  
メールアドレス noushin@city.oamishirasato.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン・アライグマ・タヌキ イノシシ・ニホンジカ・キョン・サル・ウサギ・アナグマ カラス・スズメ・ムクドリ・ヒヨドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大網白里市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額	面積
ハクビシン	豆類、果樹、野菜、いも類	451千円	13a
アライグマ	水稲、豆類、果樹、野菜、いも類	2,842千円	104a
タヌキ	豆類、野菜	349千円	13a
イノシシ	水稲、いも類	561千円	34a
ニホンジカ	—	—	—
キョン	—	—	—
サル	—	—	—
ウサギ	いも類	42千円	1a
アナグマ	—	—	—
カラス	野菜	58千円	2a
スズメ	野菜	27千円	1a
ムクドリ	野菜	27千円	1a
ヒヨドリ	—	—	—

(2) 被害の傾向

【ハクビシン・アライグマ】

- ・市内全域で、年間を通じて農作物の被害が発生しているが、特に野菜（すいか、とうもろこし）、いも類（さつまいも）、豆類（落花生）、果樹（ぶどう）の収穫期となる7月から10月にかけて被害が多く報告されている。また、家屋侵入等の生活被害も確認されている。
- ・ハクビシンの捕獲頭数は減少傾向にあるものの、アライグマは年々増加していることから農作物への被害が拡大する恐れがある。

【タヌキ】

- ・令和4年度以降、野菜（すいか、とうもろこし）や豆類（落花生）での被害の報告があり、被害額と捕獲頭数は年々増えていることから、今後、農作物への被害が拡大する恐れがある。

【イノシシ】

- ・市内西部を中心に水稻やいも類（さつまいも、さといも）で被害が発生している。捕獲頭数も年々増えており、今後、農作物への被害が拡大する恐れがある。

【ニホンジカ】

- ・平成 27 年度に市街地でニホンジカ(雄)が出没、令和元年度には目撃情報があった。被害の報告はないものの、今後の動向を注視する必要がある。

【キョン】

- ・令和元年度に白里海岸で1頭が目撃された。また、隣接する市町で捕獲や目撃情報が増えていること、市内でもキョンと思われる鳴き声や個体の目撃情報も寄せられていることから、今後、農作物への被害が発生すると予想される。

【ウサギ】

- ・令和 6 年度にいも類（じゃがいも）の被害が確認された。今後、農作物への被害が拡大すると予想される。

【アナグマ】

- ・近年、アライグマ等の箱わなでの錯誤捕獲が増えている。捕獲個体は全て放獣しているが、今後、農作物への被害が発生すると予想される。

【カラス】

- ・野菜類(とうもろこし、葉物野菜)の被害があり、とうもろこしでは6月から8月に、葉物野菜では3月に被害の報告がある。

【スズメ・ムクドリ】

- ・局所的に野菜（きゃべつ、とうもろこし）での被害が報告されている。

【ヒヨドリ】

- ・令和 6 年度は被害の報告がなかったものの、過去には野菜（ブロッコリー）や果樹（かき）の被害の報告がある。

SS

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 6 年度）		目標値（令和 10 年度）	
ハクビシン	451 千円	13a	225 千円	6. 5a
アライグマ	2, 842 千円	104a	1, 421 千円	52a
タヌキ	349 千円	13a	174 千円	6. 5a
イノシシ	561 千円	34a	280 千円	17a
ニホンジカ	—	—	—	—
キョン	—	—	—	—
サル	—	—	—	—
ウサギ	42 千円	1 5a	21 千円	0. 5 2. 5a
アナグマ	—	—	—	—
カラス	58 千円	2a	29 千円	1a
スズメ	27 千円	10. 6a	13 千円	0. 3a
ムクドリ	27 千円	10. 6a	13 千円	0. 3a

ヒヨドリ	—	—	—	—
------	---	---	---	---

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																		
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>東金地区猟友会大網白里支部に有害鳥獣捕獲業務を委託し、捕獲事業を実施した。</li> <li>令和5年度に、鳥獣被害対策実施隊を立ち上げ、猟友会、地域の農業者、市が連携して主にイノシシの捕獲を実施している。</li> <li>鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、毎年度、箱わな等の捕獲機材を整備、地域のニーズに応じて箱わな等を設置した。</li> </ul> <p>【捕獲機材の整備状況】</p> <p>1) 箱わな</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大型獣用</th> <th>小型獣用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>8基</td> <td>18基</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>12基</td> <td>11基</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>8基</td> <td>10基</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) くくりわな</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>15基</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>13基</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>11基</td> </tr> </tbody> </table>		大型獣用	小型獣用	令和4年度	8基	18基	令和5年度	12基	11基	令和6年度	8基	10基	令和4年度	15基	令和5年度	13基	令和6年度	11基	<ul style="list-style-type: none"> <li>従事者の高齢化、担い手不足から捕獲体制が不十分なため、従事者の確保が課題である。</li> <li>鳥獣被害対策は、市や猟友会など関係機関だけではなく、地域ぐるみの対策も必要なことから、鳥獣交付金等を活用し、地域向けの研修会等を開催する。</li> <li>引き続き鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して、箱わな等の捕獲機材を整備する。</li> </ul>
	大型獣用	小型獣用																		
令和4年度	8基	18基																		
令和5年度	12基	11基																		
令和6年度	8基	10基																		
令和4年度	15基																			
令和5年度	13基																			
令和6年度	11基																			
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度に被害防止対策として、アライグマ、イノシシ等の獣類による農地への侵入防止のための防護柵（電気柵）の設置に対する支援を実施した。</li> </ul> <p>【防護柵（電気柵）の整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総延長 2.7km</li> <li>※令和7年11月末時点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き防護柵の設置に対する支援を実施するとともに、地域と情報共有し、ワイヤーメッシュなど他の防護柵の設置についても検討する必要がある。</li> <li>防護柵の設置も、地域の合意形成が重要であり、地域ぐるみの被害防止に取り組む呼びかけをする必要がある。</li> </ul>																		
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシの被害防止対策について、ホームページや市広報による周知を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや市広報による被害防止対策の周知を継続する。</li> </ul>																		

(5) 今後の取組方針

- ・従来の被害防止対策に加え、効果的な捕獲や被害防止を実施できるような体制を整備していく。
- ・作物の残渣や放任果樹等の適正処理や耕作放棄地、荒廃地などの適正管理のため関係機関と連携し、市民への周知・啓発に努め被害軽減を図る。
- ・野生鳥獣による被害、捕獲状況について、猟友会、関係機関と連携し情報共有に努め効果的な捕獲の推進を図る。
- ・農地への野生鳥獣の侵入防止のため設置する防護柵について、設置費用の一部補助を継続し、被害の低減を図る。
- ・市広報やホームページ等を活用し、広く情報発信をするとともに情報提供の協力や野生鳥獣による被害防止意識の高揚を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・東金地区猟友会大網白里支部に有害鳥獣捕獲業務を委託し、捕獲を実施する。
- ・業務委託に加えて、引き続き東金地区猟友会、個人狩猟者、地域の農業者、市の職員を鳥獣被害対策実施隊隊員に委嘱又は任命し、地域のニーズに応じた捕獲活動を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ハクビシン アライグマ タヌキ イノシシ ニホンジカ キョン サル ウサギ アナグマ カラス スズメ ムクドリ ヒヨドリ	・農家組合等と連携し、農作物の生育状況及び被害状況を把握したうえで捕獲機材（箱わな等）の整備、設置を行い、安全で効果的な捕獲と銃器による捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績、鳥獣の出没状況や被害状況等を踏まえて計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ハクビシン	60頭	70頭	80頭
アライグマ	750頭	800頭	850頭
タヌキ	80頭	90頭	90頭
イノシシ	200頭	220頭	240頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
キョン	5頭	5頭	5頭
サル	5頭	5頭	5頭
ウサギ	10頭	10頭	10頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭
カラス	100羽	100羽	100羽
スズメ	30羽	30羽	30羽
ムクドリ	30羽	30羽	30羽
ヒヨドリ	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容
<p>東金地区猟友会大網白里支部の協力のもと以下の取組みを行なう。 鳥獣被害対策実施隊は、目撃情報や被害情報を基にわなによる捕獲を行なう。</p> <p><b>【ハクビシン・タヌキ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通して箱わなによる捕獲を行う。</li> </ul> <p><b>【アライグマ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、年間を通して箱わなによる捕獲を行う。</li> </ul> <p><b>【イノシシ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）により目撃情報や被害情報、捕獲実績を基に、箱わな、くくりわなによる捕獲を行う。</li> </ul> <p><b>【ニホンジカ・キョン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況や出没状況に応じ、わなによる捕獲を行う。</li> </ul> <p><b>【アナグマ・ウサギ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況や出没状況に応じ、わなによる捕獲を行う。</li> </ul> <p><b>【カラス・スズメ・ムクドリ・ヒヨドリ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月～6月に銃器による捕獲を行う。</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ハクビシン アライグマ タヌキ	・ 防護柵の設置支援	・ 防護柵の設置支援	・ 防護柵の設置支援
イノシシ	・ 防護柵の設置支援 ・ 広域防護柵、対象地域の検討	・ 防護柵の設置支援 ・ 広域防護柵、対象地域の検討	・ 防護柵の設置支援 ・ 広域防護柵、対象地域の検討

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ハクビシン アライグマ タヌキ	・ 設置した防護柵が、対象鳥獣の侵入防止に対する効果が出るよう周囲の草刈り等の適正な管理を徹底する。		
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置した防護柵が、対象鳥獣の侵入防止に対する効果が出るよう周囲の草刈り等の適正な管理を徹底する。</li> <li>・ 箱わなやくくりわなの設置が困難な住宅密集地などについては、追い払いを行なう。</li> </ul>		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ハクビシン アライグマ タヌキ イノシシ ニホンジカ キョン サル ウサギ アナグマ カラス スズメ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作物の残渣や放任果樹等の適正処理や耕作放棄地、荒廃地などの適正管理のため関係機関と連携し、市民への周知、啓発に努め被害軽減を図る。</li> <li>・ 市広報やホームページ等を活用し、広く情報発信をするとともに情報提供の協力や野生鳥獣による被害防止意識の高揚を図る。</li> <li>・ 市の出前講座で被害軽減対策に関する周知、啓発に努めるとともに、情報提供の協力や野生鳥獣による被害防止意識の高揚を図る。</li> </ul>

	ムクドリ ヒヨドリ	
--	--------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大網白里市農業振興課	対応等の指揮
大網白里市安全対策課	市防災行政無線による緊急放送
千葉県警察本部東金警察署	緊急配備への応援等
山武郡市広域行政組合消防本部	負傷者への対応等
大網白里市立国保大網病院	負傷者への対応等
千葉県山武地域振興事務所 地域環境保全課	緊急配備への応援等
東金地区猟友会	緊急配備への応援等

(2) 緊急時の連絡体制

別添緊急時の連絡体制図を参照
----------------

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲した野生鳥獣の処理方法については、原則として埋却又は焼却とする。</li> <li>・アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画の捕獲個体の取り扱いに基づき処理する。</li> </ul>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・現時点で取り組む予定はないが、今後、県内自治体などの動向を踏まえ、研究していく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大網白里市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大網白里市	・大網白里市農業振興課が事務局を担当し、協議会の連絡調整及び施策の立案等を行う。 ・その他、大網白里市の関係課との調整など
大網白里市農業委員会	・被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力、地域との連絡調整
山武郡市農業協同組合 大網経済センター	・被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力
山武郡市農業協同組合 営農部営農振興課	・被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力
千葉県農業共済組合山武支所	・被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力
千葉県山武農業事務所 企画振興課	・被害防止対策に関する情報提供及び事業実施の指導
東金地区猟友会大網白里支部	・有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策への積極的な協力、有害鳥獣捕獲
鳥獣保護管理員	・被害防止対策に関する情報提供及び被害防止対策に関する助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	被害対策の取組支援
山武地域野生鳥獣対策連絡会議	情報の提供・収集
千葉県山武地域振興事務所	捕獲許可・捕獲に係る指導、情報の提供・収集
千葉県山武農業事務所	情報の提供・収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・今般の有害鳥獣による農作物への被害状況を鑑み、令和5年度に鳥獣被害対策実施隊を設置した。
- ・東金地区猟友会、個人狩猟者、地域の農業者、市の職員を鳥獣被害対策実施隊隊員に委嘱又は任命し、地域のニーズに応じた捕獲活動を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣の市・町・関係機関と情報交換を行いながら連携を図る。
------------------------------